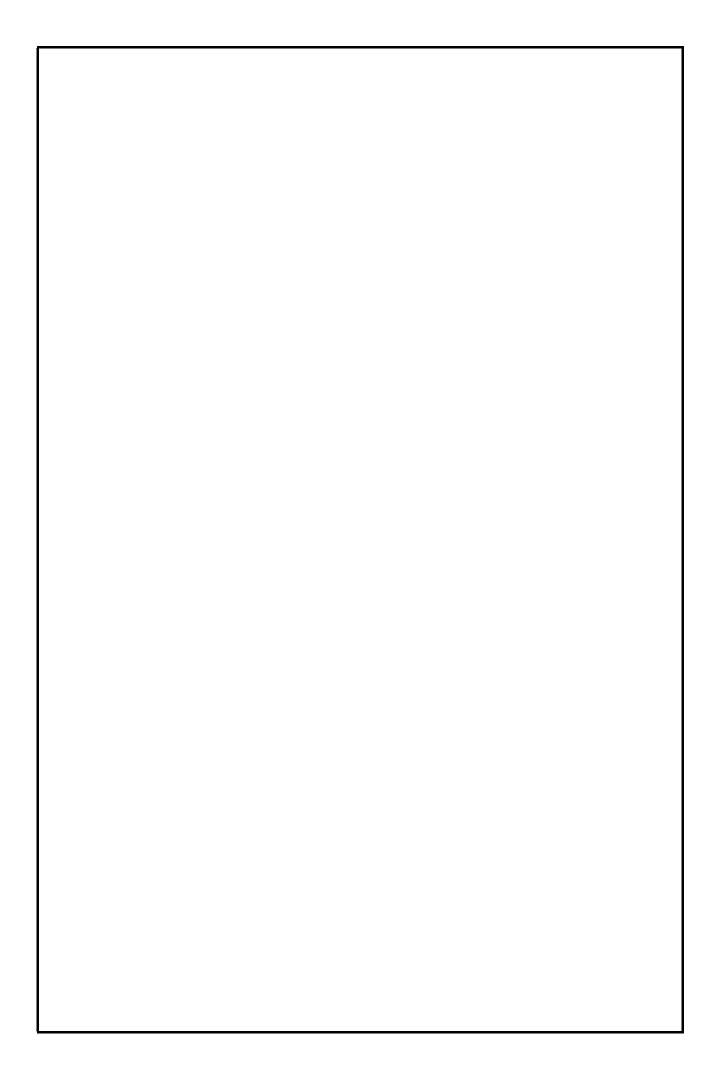
青梅市地域防災計画

(平成30年度修正)

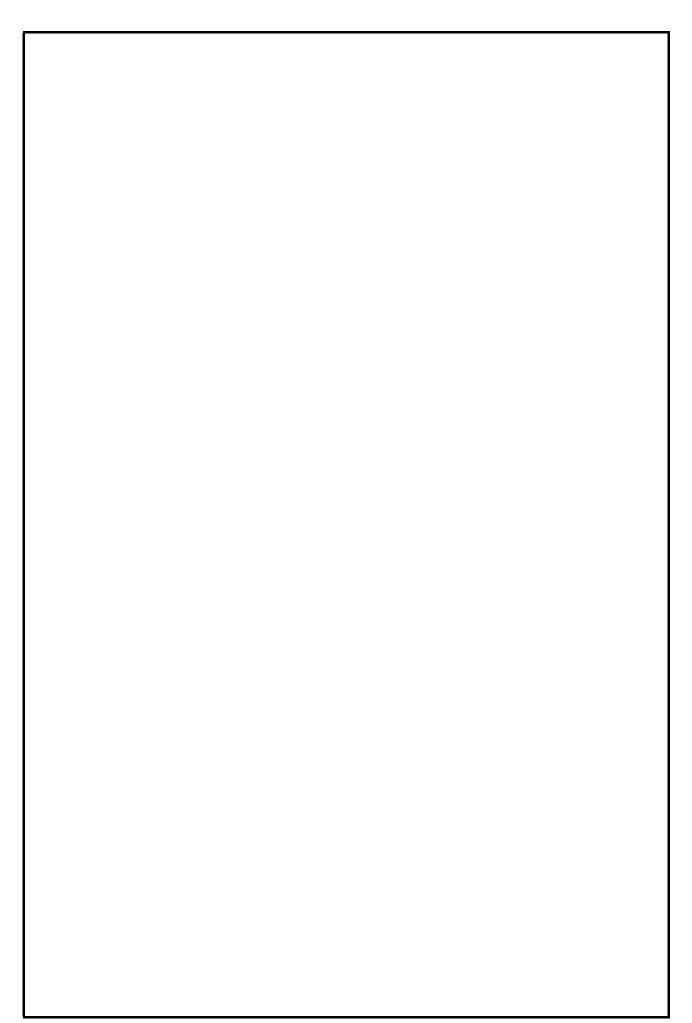
第4部 災害復興計画編

青梅市防災会議



目 次

第4部 災害復興計画編	1
第1章 災害復興の考え方	2
第1節 復興の基本的考え方	2
第2節 東京都震災復興マニュアル	2
第2章 復興体制	3
第1節 復興体制の確立	
1 災害復興本部の設置	3
2 災害復興本部の分掌事務	3
第2節 災害復興基本方針の策定	4
第3節 復興総合計画の策定	4
第4節 生活復興	5
1 くらしの復興	5
2 住宅の復興	5
3 産業の復興	6
第5節 都市の復興	8
1 都市復興のプロセス	8
2 都市復興基本方針等の策定	8
3 都市復興基本計画等の策定	9



第4部	災害復興計画		
		第4部	災害復興計画編

計画編 第1章 災害復興の考え

第1章 災害復興の考え方

第1節 復興の基本的考え方

市長は、災害により被災した市民の生活や企業の活動などを、迅速かつ計画的な復興等を図るため必要と認める場合は、災害復興計画を策定する。

復興事業は、単に都市機能を回復させるだけでなく、以前より快適でより活力のある都市に 再生しなければならない。そのために、市は災害復興本部を設置し、都等と連携して生活復興 と都市復興の推進を行う。

復興に当たっては、「生活復興」「都市復興」の観点から再建を進める。

第2節 東京都震災復興マニュアル

都は、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、平成15年3月に、地域による新しい協 働復興の仕組みを提案するために東京都震災復興マニュアルを改訂した。その後、東日本大震 災後の法整備等や各種災害対応の経験等を踏まえ、平成28年3月に修正した。

被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」と、行政担当者向けの復興事務の手引書である「復興施策編」から構成されており、本市においても区市町村震災復興標準マニュアルを参考に復興対策を推進するものとする。

第2章 復興体制

第1節 復興体制の確立

1 災害復興本部の設置

大規模な災害が発生した場合は、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本 方針を策定するとともに、災害復興事業(復興のための地域づくりを初め、経済復興や市民生 活の再建など市民生活全てにわたる分野)の総合調整を行う。災害復興本部の事務局は、企画 部、都市整備部および健康福祉部を中心として構成し、事務局長を企画部長とする。また、都 市整備部長ならびに健康福祉部長は、副事務局長として事務局長(企画部長)を補佐する。

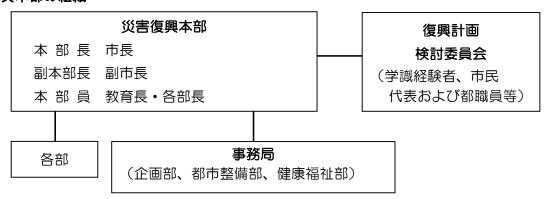
本部長は、必要に応じて、市職員のほか、学識経験者、市民代表および東京都職員等により構成される復興計画検討委員会を設置し、災害復興基本方針等を委員会に諮る。

また、都に対しては必要に応じ、職員の派遣または他の地方公共団体職員のあっせんを依頼 するとともに、都で設置する「復興本部長等連絡会議(仮称)」による関係地方公共団体の相互 間調整を要請する。

なお、災害復興本部は、災害対策本部(災害対策基本法により、災害応急対策を実施するための組織として規定されている)とは別の本部として設置されるため、大規模な災害が発生した場合は、ただちに災害対策本部のもとで応急対策活動を実施するとともに、発災後1週間以内に災害復興本部を設置して、復興事業にとりかかることになる。

また、災害対策本部と災害復興本部は、その目的と役割は異なるが、連携を密にして同時並行で活動する必要がある。

災害復興本部の組織



2 災害復興本部の分掌事務

災害復興本部の分掌事務は、災害対策本部の分掌事務において併記しているが、被災状況などに応じて、本部長の命により変更されることがある。

また、災害対策の事務自体も、時間の経過とともに応急対策、復旧対策、復興対策へと推移するため、災害対策本部と災害復興本部の事務分担については、必要に応じて協議し、決定する。

第2節 災害復興基本方針の策定

復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿およびその実現に至る基本戦略を明らかにするため、災害後2週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「青梅市災害復興基本方針」を策定し、公表する。

なお、災害復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

- 1 より早い生活再建と安定
- 2 安全で快適な生活環境づくり
- 3 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- 4 経済の中枢機能の速やかな回復

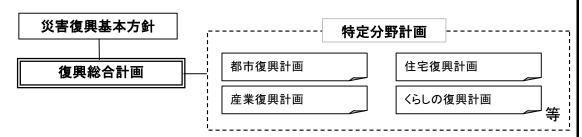
第3節 復興総合計画の策定

災害復興本部長は、災害復興基本方針にもとづき、復興にかかる市政の最上位の計画として、 復興総合計画を策定する。この総合計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系 を明らかにする。

復興総合計画の策定手続きは次のとおりとする。なお、都市復興、住宅復興等その性質上、 具体的な事業計画等を必要とする分野については、復興総合計画の策定と整合しつつ、個別の 復興計画(特定分野計画)を策定する。

- 1 本部長は、復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
- 2 本部長は、災害復興計画検討委員会の提言を踏まえ、災害復興本部会議の審議を経て、災害後6か月以内を目途に、東京都復興計画との調整をする。

復興総合計画の体系



復興総合計画策定のスケジュール

2週間以内	〇災害復興基本方針の決定	
	〇災害復興計画検討委員会開催	
1か月以内 ○復興総合計画の基本理念等決定		
3か月以内 ○財政計画の調整		
4か月以内	○復興総合計画の原案策定	
5か月以内	5か月以内 ○特定分野計画との調整	
6か月以内	6か月以内 ○東京都復興計画との調整	
6か月後 ○復興総合計画策定、公表		

第5節 生活復興

災害復興本部長は、災害復興基本方針にもとづき、①くらしの復興、②住宅の復興、③産業の復興に関する対策を実施する。

1 くらしの復興

災害復興本部は、都および関係機関と協力し、また、災害対策本部が実施する生活関連の対策と連携しながら、市民のくらしを被災前の状態に戻すこと、および元のくらしに戻ることが困難な被災者に対して、新たな状況に適合したくらしができるよう、医療・福祉・保健、教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等の復興対策を総合的に推進する。

検討項目	検 討 内 容		
地域医療体制の整備と	• 都の支援を受け、必要に応じて医療救護所を仮設診療所に移行する。		
医療機関の機能回復	• 医療機関の再建支援のため、都・国等へ助成・融資等の要請を行う。		
	• 福祉需要と福祉施設の再開状況等を把握する。		
	• 社会福祉施設入所者および通所者へのサービス確保を図るため、都・国へ助		
	成・融資等の要請を行う。		
福祉サービス提供体	• 地域福祉需要の把握 ; 福祉活動関連情報の収集、一時入所の実施		
制の再構築等	• 社会福祉施設等の再建 ; 施設の修理、改修・改築の支援等		
	• 福祉サービス体制の整備; 施設の整備・拡充、在宅サービス体制の充実等		
	• 生活支援対策 ; 生活資金の貸付、災害弔慰金等の支給、義援金		
	の募集・配分等の促進		
原烧失头 类	• 被災者の精神的相談に応じ、こころのケアと健康相談に応じた健康管理を行う。		
保健衛生対策 	• 飲食料品の安全確保および食中毒予防等の推進		
	• 被災した市立学校の再建等、迅速な授業再開に向けた施策や、被災した児童・		
数本 立ル	生徒への支援策等を推進する。		
教育·文化	• 文化・社会教育施設、文化財、歴史的建造物等の復旧・再建計画を作成し、		
	復旧および再建のための支援を推進する。		
外国人への支援	• 被災した外国人への情報提供、相談窓口の設置等を推進する。		
ボランティア等の市民	• ボランティアセンターおよびボランティアコーディネーターと連携し、地域		
活動	の復興状況に応じたボランティア活動の調整等を推進する		
市民に対する情報提	• 多岐にわたる復興関係情報を迅速かつ的確に提供するため、都および関係機		
供と相談	関と緊密に連携し、種々の広報活動、相談体制を展開する。		
消費生活への支援	• 悪質商法や便乗値上げ等に対する消費生活相談窓口の設置を推進する。		

2 住宅の復興

(1) 住宅復興の考え方

住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、都市復興の不可欠の要素である。 しかし、その再建には極めて大きな困難が伴うため、「民間住宅の復興は自助努力が基本」 という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行うことが必要である。

そのため、都は、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では 再建が困難な被災者に対しては、直接に公営住宅・特定優良賃貸住宅等の公的住宅を供給する。 また、市は、市営住宅等の供給に努めるとともに、都に対し被害状況等の報告および職員 の派遣等の協力を行う。

(2) 住宅の復興

災害復興本部は、都および関係機関と協力し、また、災害対策本部が実施する住宅関連の対策との連携を図りながら、応急的な住宅の確保、自力再建の支援および公的住宅の供給などの復興対策を実施する。

検討項目	検 討 内 容		
住宅復興計画 の策定	自力再建を支援し、着実な住宅復興を促進するため、都と連携して住宅復興計画を策定する。策定に際しては、学識経験者等の協力・助言等を受け、被災後6か月以内の策定を目指す。		
応急的な住宅 の整備	地域での居住継続の確保、災害廃棄物の大量発生の抑制、住宅の自力再建が困難な被災者数の把握、その他復旧·復興事業を勘案して、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を促進する。		
自力再建への支援	被災者による自力再建の原則を踏まえつつ、自力再編が促進されるように、都と連携して行政支援を充実する。 1 住宅の取得等に対する支援 都および関係機関等と連携して、被災者が住宅を取得または補修するための資金について、融資あっせん等を行う。 2 マンション等の再建に対する支援 都および関係機関等と連携して、円滑な再建に向けて支援を行う。 (1) 資金調達の支援		
公的住宅 の供給	自力再建が困難な被災者に対しては、都および公社・都市再生機構等と協力して公営住宅等の公的住宅の供給に努める。 1 市営住宅の補修・補強 補修・補強が必要とされた市営住宅については、補修・補強工事を実施するとともに、必要に応じて都に支援を要請する。 2 市営住宅の建替え・新築 全壊した市営住宅は建て替えし、被災に伴い新たな需要が生じた場合は、市営住宅の新築を検討する。この建て替え・新築については、必要に応じて都に支援を要請する。 3 都営住宅等の補修・補強、建替え・新築 都および公社・都市再生機構等は、公的住宅の補修・補強および建替えを行い、被災による新たな需要が生じた場合には、公的住宅の新築を検討する。		
安全で快適な 福祉のまちづく りの推進	住宅・住環境のバリアフリー化や福祉施策と連携した住宅サービスの提供など、安全で快適な		

第4部 災害復興計画編 第2章 復興体制 第4節 生活復興 3 産業の復興

3 産業の復興

災害復興本部は、都および関係機関と協力し、早期の事業再開等が円滑に進むよう、都が主体となって実施する、次の産業振興支援施策を推進する。

(1) 産業復興方針の策定

復興段階に応じた産業復興の方向性、総合的な施策の推進

(2) 中小企業対策

中小企業の事業再開支援、産業活性化策等

(3) 観光産業の復旧促進

観光復興イベントの開催等

(4) 農林業

農林水産業者の速やかな生活再建と生鮮食料品の安定供給の促進を図るための農林漁業施設の再建支援、物流の安定化対策等

(5) 雇用:就業

雇用維持対策、失業者発生の未然防止、離職者の再就職促進等

(6) 相談•指導

従業者、離職者、事業主等への情報提供、相談窓口の設置等

第6節 都市の復興

第4部 災害復興計画編

災害復興本部長は、災害復興基本方針にもとづき、都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス(期間)を基本とする都市の復興対策を実施するとともに、都市復興の基本方針や復興都市計画等を復興総合計画の一環として策定する。

1 都市復興のプロセス

都と市は、次の5つの段階を踏んで、都市の復興を推進する。

第1段階:復興初動体制の確立(発災~1週間)

都と市は、震災復興本部の設置等を行い、都市復興に取り組む基本的な体制を確立する。

第2段階:都市復興基本方針等の策定(1週間~1か月)

都は、都市復興の基本目標を明らかにするため、基本方針を策定する。

市は、被災地域の状況に応じて復興事業を効果的に進めるため、4段階の復興対象地区を設定する。また、市は、復興方針・復興地区区分・建築誘導の方針等を盛り込んだ復興整備条例を施行する。

第3段階:復興都市計画等の策定(1か月~6か月)

都は都全体、市は市全体の復興の基本的な計画、ならびにその実現手法を明らかにするため、都市復興基本計画の策定等を行う。

第4段階:復興事業計画等の確定(6か月~1年)

都と市は、住民との合意形成を図りながら、復興事業計画を確定する。

第5段階:復興事業の推進(1年以降)

都と市は、復興事業計画にもとづいて、復興事業を推進する。

(ただし、都市復興基本方針との整合がとれている既定の部市計画事業等については、 住民合意の下に、被災後できる限り早期に実施する。)

2 都市復興基本方針等の策定

2-1 都市復興基本方針

- ① 市民の暮らしの再建を早期に実現する。
- ② 災害を繰り返すことのないよう、防災性を向上させ、だれもが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。
- ③ 高齢化時代に対応したまちづくりや都市景観の創出等に配慮したまちづくりを進める。
- ④ 中枢管理機能の早期回復を進め、都市としての復興を図る。

2-2 復興対象地区の設定

市は、市があらかじめ定める復興地区区分の判定基準にもとづき、次の4段階の復興対象地区を設定する。

1	重点復興地区	集中的に被災しかつ都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図る ために建築制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要 がある地区をいう。(抜本改造型)	
2	復興促進地区	1と3の中間に位置づけられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施し、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう。(部分改造・自力再建型)	
3	復興誘導地区	散在的に被災した地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を 図ることが適切と考えられる地区をいう。(自力再建型)	
4	一般地区	被災がほとんど見られない地区をいう	

また、計画的に都市復興を推進するため、大規模に被災した地区のうち、都市計画事業を予定する区域では、建築制限を的確かつ迅速に実施するとともに、「重点復興地区」に位置づける。

2-3 復興整備条例の施行

市は、都の基本方針との整合を図りつつ、市街地の復興方針を定めるとともに、復興対象地区の設定を行い、地区区分に応じた建築誘導の方針を定めるとともに、被災後、ただちに次の事項を内容とする条例を施行できるよう検討する。

条例の基本構成については、次のとおりである。

- ① 目的
 - 市街地の緊急な整備、円滑な復興を目指す。
- ② 用語の定義
- ③ 復興の理念
 - 災害の教訓を生かした復興、市・市民・事業者の「協働」など
- ④ 市・市民・事業者の責務等
- ⑤ 地区の指定等
 - 重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区の復興地区区分を明示
- ⑥ 建築の届出、情報の提供および協議 復興地区区分に応じた建築制限および誘導の方針を明示
- ⑦ 適用期間

「被災市街地復興特別措置法」による被災市街地復興推進地域の最大限度である2年を基本とし、都市復興の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。

3 都市復興基本計画等の策定

市は、都市復興基本方針を踏まえて、必要に応じて都市復興基本計画(骨子案)を作成し、その後さらに地区復興都市計画原案または都市復興まちづくり原案を作成する。

また、この原案をもとに地域住民との協議を重ねながら計画を確定し、地域復興に取り組む。

■ 都市復興基本計画(骨子案)

- 1 復興の日標
- 2 土地利用方針
 - 青梅市総合長期計画および都市計画マスタープラン等を踏まえた土地利用の基本的な方針
- 3 都市施設の整備方針 市が主体的に整備すべき都市施設に関する整備の基本的な考え方
- 4 市街地復興の基本方針
 - 復興地区区分の明示とそれぞれの地区の復興の基本方針

第4部	以害復興計画編	
$\overline{}$		